

いきいき



年頭のごあいさつ	2
赤い羽根共同募金	3
成年後見制度	4
活動報告	5
お知らせ広場	6

1
2025

巳

檀原市共同募金委員会

会長

榎谷 ますたに

佐千代 さちよ

(檀原市自治委員
連合会 会長)



新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から赤い羽根共同募金運動に、格別のご理解・ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として地域の福祉活動を財政面から支援しています。このような福祉活動の多くが地域で困っている誰かを支える活動です。共同募金は「支える人を支える

募金」でもあります。

本委員会は、赤い羽根共同募金運動を通じて、支え合い・助け合いの活動がより地域に根付いたものとなるよう努めてまいります。そして、皆様の善意の気持ちが地域福祉の推進に活かされるよう、社協と連携して活動を進めてまいりますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって良き年となりますよう祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

檀原市社会福祉協議会

会長

亀田 かめだ

忠彦 ただひこ

(檀原市長)



新年あけましておめでとつございます。皆様におかれましては、心健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より社協活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進行に加え、物価高騰の影響も受け、深刻化した生活困窮や社会的孤立など、地域生活課題は複雑化・多様化しています。また、災害が大規模化・頻発化する傾向にあり、いづどこで甚大な災害が発生してもおかしくない状況にあります。このような中、社協は、住民個人が

抱える課題を受け止め支援につなげるとともに、地域の課題に対しては、地域住民や関係者と一体となってその解決や地域づくりに向けて取り組みます。そして、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を果たしながら、「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現に向け、積極的に事業展開してまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとつてご健康で幸多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

共同募金にご協力ありがとうございます。

想いをのせて「赤い羽根共同募金」

10月からスタート

赤い羽根共同募金運動は、10月1日から3月31日までを運動期間とし、多くの市民の方や、各企業・団体の皆さんから募金をいただいています。ありがとうございます。また、募金活動に直接携わっていただいている各自治会や民生委員・児童委員、学校、企業、その他関係団体などの皆さんのご協力に支えられ実施できていることに、心から感謝申し上げます。

共同募金の使い道

集まった募金は、すべて奈良県共同募金会に集められ、それぞれの市町

村の地域福祉活動を支える地域配分と、県内の福祉施設やNPO、福祉団体等に配分する広域配分とに区分して活用されます。皆さんの温かいご支援とご協力を引き続きお願いします。



令和6年度中間報告 (令和6年11月20日現在)

募金種別	募金額(円)
一般共同募金	6,889,987
戸別募金	3,183,600
法人募金	2,534,230
街頭募金	560,376
その他募金	611,781
歳末たすけあい募金	2,620,850
合 計	9,510,837

インターネット「はねっと」で共同募金の使い道がご覧いただけます。

はねっと

検索

奈良県遊技業協同組合



長きにわたり共同募金にご協力をいただいています。本年度も多額のご寄付をいただきました。
(写真中央は渡辺理事長)

平成記念会



法人募金として多額のご寄付をいただくとともに、募金箱の設置にもご協力いただきました。
(写真右は青山理事長)

地域の福祉活動を応援するパートナー



ご存知ですか？成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方は、財産管理や契約行為を一人ですることが難しい場合があります。また、不利益な内容であつても適切な判断ができずに契約を結んだり、悪質商法の被害にあつおそれもあります。成年後見制度は、このような判断能力が不十分な方を法的に保護し、支援する仕組みです。

法定後見制度

軽度 ← すでに判断能力が低下した人を守る → 重度

補助



判断能力が
不十分

保佐



判断能力が
著しく不十分

後見



判断能力が
常に欠けている

任意後見制度

元気なうちに契約し、
判断能力が低下したときに
守ってもらう



判断能力があるときに、
任意後見人を選んでおく

2つの後見制度

成年後見制度には、判断能力が

不十分な場合に利用する「法定後

見制度」と、判断能力が不十分に

なつたときに備える「任意後見制

度」があります。法定後見制度で

は、家庭裁判所が成年後見人等を

選任し、その権限は基本的に法律

で定められています。本人の判断

能力の程度によつて、3つの類型（後

見、保佐、補助）があり、成年後見

人等に与えられる権限や職務の範

囲が異なります。任意後見制度で

は、あらかじめ

任意後見人と

なる方やその

権限を自分で

決めることがで

きます。



2つの後見制度の特徴

法定後見制度

メリット

- ・後見人等が選任されるとすぐに財産管理ができる
- ・介護サービスや施設入所などの契約ができる
- ・不利益な契約を取り消せる

デメリット

- ・家庭裁判所が後見人等を選任するため、自由に選べない
- ・財産の自由な活用・運用ができない
- ・原則、本人が死亡するまで解任できない

法人後見事業

檀原市社協では、法定後見制度における成年後見人等を法人として受任（法人後見）し、現在、2名の方を支援しています。

法人後見では、組織で対応するため、長期にわたる場合も一貫した支援を継続的に行うことができます。また、地域のネットワークの活用や多職種連携により、多様なニーズへの対応もしながら支援しています。

任意後見制度

メリット

- ・本人が任意後見人を選べる
- ・本人が自由に契約内容を決定できる
- ・契約をすれば資産の運用ができる

デメリット

- ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任する必要がある
- ・公正証書を作成する必要がある、手続きに手間や費用がかかる
- ・不利益な契約でも取り消せない

利用者には、判断能力が不十分な状況であつても、「このまま自宅ですつと暮らしていきたい」という強い思いを持たれている方もおられます。また、認知症高齢者の増加などにより、権利擁護支援に関するニーズもより一層高まっています。こうした中、地域福祉を推進する中核的な機関である社協は、誰もが地域で安心してその人らしく暮らせるように多様な支援を行っていきます。

災害ボランティアセンター設置・運営訓練

10月20日(日)、かしはら安心パークにおいて、災害ボランティア登録者等56名の参加のもと、大規模地震の発生を想定した「檀原市災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施しました。

訓練では、センターの運営者側とボランティア活動者側に分かれて、運営の流れを体験し、その機能や役割について学んでいただきました。また、訓練後は、実際の災害を想定して、訓練の改善点などについて活発な意見交換が行われました。今後も平時から関係機関や地域住民と連携を図り、災害時に備えた取組を行っていきます。



理事会・合同研修会の報告

○令和6年度第3回理事会(9月30日)

檀原市社協の業務執行の意思決定機関である理事会において、3議案が可決されるとともに、事業経過の報告を行いました。

※会議の目的等、詳しくはホームページに掲載しています。



○理事・監事・評議員合同研修会

理事会の後、理事・監事・評議員合同研修会を行いました。研修会の第1部として原田司法書士事務所代表の原田敏徳氏を講師に迎え、「知って安心!成年後見制度」をテーマに、第2部として檀原市世界遺産登録推進課課長補佐の横関明世氏を講師に迎え、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を目指して」をテーマにご講演いただきました。

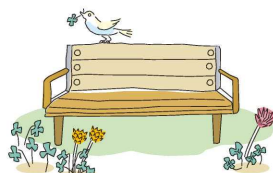
第1部では、成年後見制度の概要や需要が高まる現状とともに、相続や遺言についても理解を深めることができました。また、第2部では、日本国はじまりの地である「飛鳥・藤原」の世界遺産登録を目指し、地域の方々と連携を深め、地域の魅力発信を進める機会となりました。そして当日は、理事・監事・評議員が一堂に会し、交流を図ることで、福祉関係団体間の連携を強化する機会にもなりました。



感謝状の贈呈

11月3日(日)、社会福祉の増進に尽力された社協会員等43名の方と3団体に、感謝状を贈呈いたしました。

感謝状を受けられた皆様には、心より御礼申し上げますとともに、引き続き、社会福祉の増進にご協力賜りますようお願い申し上げます。



市民公開講座で発表

～認知症とフレイルを考える～

10月19日(土)、檀原文化会館大ホールで開催された市民公開講座(檀原地区医師会主催)において、本会の職員が「認知症について」をテーマに事例発表しました。

講座では、認知症の方やご家族を支援した事例を通して、地域において認知症を正しく理解してもらうことの大切さをお話しました。また、医師によるフレイルや認知症予防についての講演もあり、参加者は、元気なうちからできるフレイル予防や認知症になっても地域で安心して暮らしていくためのヒントを得て、学ばれていました。



成年後見講座

11月21日(木)、20名の参加のもと、成年後見講座を開催しました。

講座では、法テラス南和法律事務所の大野邦明氏(弁護士・社会福祉士)を講師に迎え、「成年後見制度の概要とその利用例について」をテーマにご講演いただきました。参加者には、制度の有効な活用方法などについて、事例を交えながら学ぶとともに、理解を深めていただきました。参加者からは、「制度を知ることによって将来の不安が軽減できた」「制度の利用を検討するきっかけになった」などの感想が聞かれました。



お知らせ広場

社協会員の募集

社協では、地域福祉活動を積極的に展開するため、会員を募集し、会員の皆様からいただいた会費を貴重な自主財源の1つとして、社協の運営や地域に密着した事業に活用させていただいています。

社協の活動にご理解いただき、ひとりでも多くの皆様のご協力をお願いします。
↑令和6年度団体
(会員の区分と会費) (令和6年11月30日現在) 会員はこちら



区 分	会費(年額)	令和6年度実績
個 人 会 員	300円	1,101名
団 体 会 員	3,000円	55団体
賛 助 会 員	1口1,000円	22件

オレンジカフェ

認知症の方やその家族が集まって、悩みを相談したり、介護の情報を得たりする交流の場です。月替わりで軽い体操や季節の行事を行っていますので、気軽にご参加ください。

日 時 第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分
(途中参加、途中退室可)

場 所 榎原市保健センター南館3階 講座室1

対象者 市内在住又は在勤の方で、認知症の方やその家族・介護に携わる方等

定 員 15名 参加費 無料

申込み 氏名・電話番号を電話・FAX又はメールで、開催日の前日までに地域包括支援センターへ
TEL 24-4301 FAX 24-4308
E-mail houkatsu@kashi-syakyoku.or.jp



車いすの貸出

市内在住の方や市内を活動範囲としている団体を対象に、車いすの貸出を行っています。

一時的な通院、入退院や旅行時の使用、学校・職場での体験学習などお気軽にご利用ください。

貸出期間 必要とする期間(上限3週間)

費 用 無料

※車いすの台数には限りがあります。また使用目的によっては、ご希望に添えない場合があります。



ふれあい電話訪問サービスの利用者募集

市内在住の高齢者世帯等に対し、ふれあい(話し相手や見守り等)のため、ボランティアによる電話訪問を行っています。

実施日 火曜日(午前10時～午後3時)
金曜日(午前10時～正午)

訪問日 週1回(10分程度)

費 用 無料 申込み 地域福祉係

※電話訪問をするボランティアも募集しています!! 関心のある方はお問合せください。



ありがとうございました!!

善意の窓(8月16日～11月15日)

寄付者(団体)名	寄付額	寄付日
畝傍ゲートボール同好会	15,000円	9月2日、10月1日、11月1日
資源リサイクル神武会	9,000円	9月2日、10月1日、11月1日
大和榎原モラロジー事務所	30,000円	9月3日、10月1日、11月5日
「憩いの川づくりプログラム事業代金」平和橋会 醍醐材木町	1,000円	9月27日
資源リサイクル「警察と地域の連携について考える会」醍醐材木町	500円	9月27日

※寄付額については当該期間の寄付額を合算した金額です。
善意銀行に多くのご寄付をいただき厚くお礼申し上げます。
寄付金は、地域福祉活動に有効活用させていただきます。

声の「いきいき」公開中

社協だより「いきいき」は、音訳グループ「声のしおり」の皆さんのご協力により、音訳して、視覚障がいのある方に届けていただいています。また、社協のホームページ内でも聴くことができます。



自動販売機で募金ができます

榎原市内には「赤い羽根自動販売機」が21台設置されています。設置にご協力いただいた法人・個人や飲料メーカーから売上の一部を寄付していただいています。また、購入者がお釣りの一部を募金できる「募金機能付き自動販売機」もあります。皆様の赤い羽根共同募金へのご協力をよろしくお願いいたします。

※設置場所等については地域福祉係までお問合せください。



次号(第76号)は4月発行予定です。

この広報紙は共同募金の地域助成金等により作成しています。

